

松原課長

定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 3 回大正区地域福祉推進会議を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます保健福祉課長の松原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年の 9 月と 12 月に続きまして本日が 3 回目の開催となります。前回の会議の最後でお伝えをさせていただいておりましたけれども、今回より新たに一名、委員として、ご参加いただくこととなりましたので、ご紹介させていただきます。高齢・介護の分野より大正区居宅介護支援事業者連絡会の代表幹事であります中村雅一様です。どうぞよろしくお願いいたします。また、鈴木委員におかれましては、所用のため少し遅れるとのご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

さて、本日は事前にお配りしました資料にもございましたように、主に区役所が所管する各協議体のこれまでの取り組みを踏まえた課題と、新年度の取り組みについてご報告をさせていただき、ご意見をいただきたいと考えております。これまで同様、委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただき、大正区における地域福祉推進の参考にしてまいりたいと考えておりますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして吉田大正区長よりご挨拶申し上げます。お手元に置かせていただいております、要援護者支援台帳地域別整理状況一覧と書かれました資料もあわせてご覧の方よろしくよろしくお願いいたします。

吉田区長

皆様こんにちは。区長の吉田康人でございます。今日もお忙しいところご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。各論は後ほどですね、各委員の皆様方からご議論いただきます。冒頭、私から二つですねお話をさせていただきたいと思っております。

一つはですね、毎回申し上げますけれども、地域福祉推進会議の意義でございます。もう繰り返しになりますので、極力簡単に申し上げますけれども、縦割り行政、そして横割りですね。供給サービスと、それからサービスを受ける側との横割り、こういうものをですね、できるだけ無くすために、横串、縦串を挿して行政を進めていかなければならないという、ニーズがあります。地域福祉推進会議の専門家ですね、委員の皆様方には、そこに対する期待が大でございます、ぜひですね、区政全体の、特に福祉行政全体の横串を挿す、縦串を挿すという意味から、今日も様々縦割りの的ですね、様々な活動、事業の報告があるかと思っておりますけれども、区政全体で見たときにどうなのかという視点でご議論をいただければと思っています。

今年の大正区役所の行動規範の目標が、イノベーションとセレンディピティなんですけれども、二つ目はちょっと置いていて、イノベーションというのはですね、やはり今ま

でと同じやり方をしている、今まで未満の成果しか出せない。常に新しいやり方、あり方に変えていかなければですね、成果は出せないという考え方に基づくものでございまして、なかなかですね、仕組みを変えてもですね、現場が変わらないというのが、この大阪市の実態でございますので、現場の仕事を変えると、良くするための仕組みになっているのかと、新しい仕組みはどうあるべきかということをご議論いただきたいと、このように考えております。

もう少し詳しくお話しますとですね、様々な仕組みを変えるための議論をずっとこれまで大阪市の福祉行政でも続けてきたんですけれども、結果としてですね、今までやってきたことを継続するための理屈の整理にしかすぎなくてですね、仕組みを変えたことによって、現場の実務が大きく変わったという例をあまり見ておりません。時間の経過とともに徐々に変わっていくことはあってもですね、仕組みを変えたのはその理屈の整理だけだけであってですね、現場がほとんど変わっていないという、今まで通りやっている、ということが相次いでおります。

つまりですね、新しい予算をもらい、新しい人を張りつけるためだけにですね、理屈の整理をしたりとか、仕組みを講じることはあってもですね、いざそれが行われてしまえば、人が増えた、お金が増えたということはあっても、現場は全く変わらないということが続いているので、大正区においてはですね、そういうことがないように、中之島で考えていたんでは現場まで目が行き届かないので、ぜひ現場に近い皆様方が現場の実務も知り尽くしている皆様方、現場の実務を見ながらですね、現場の福祉事務を良くするためにはどういうふうに仕組みを変えたらいいかということをご議論、ご提案いただければと思っています。

二つ目に申し上げたいことは、今日あの表をお配りしておりますが、要援護者の支援に関することでございます。要援護者の支援のためのシステムをつくるというのは、大正区政のこれ足掛け2年、これで足掛け3年目に進むわけですけれども、最も重要としている、施策の一つでございます。

要援護者というのは、もう繰り返しませんけれども、1人で逃げるできない、災害のときにですね、1人で逃げるのが、自力で逃げるできない弱者の方々を指しているためなんですけれども、そのシステムを着々と進めているんですがなかなかですね、これがこの事業に従事している見守り推進員とか、あるいは今日もいらしておられますけれども社協の事務局とかですね、それから地域包括支援センターの職員レベルには落ちていないというのが状況です。

それはですね、先ほど申しましたように、今までやっていた弱者を守るという実務がずうっと変わらず続けられていると、この大正区役所ではその対象者のうちですね、今申しましたように災害のときに自力で避難できない方々に対象者の焦点を絞って、この方々への支援を重点的にやっていくために仕組みも変えて、お金も入れて、そして人も増やした、ということなんですけれども、現場の受けとめ方はですね、それは人を増や

したり、予算を増やすための理屈の整理であってですね、そうはなっていないと、引き続きですね、なんとなく、地域にいる高齢者をはじめとしてですね、弱い立場にある人、支援が必要な人たちを支えるために頑張っていけばええやんっていうところがほとんど変わっていないという今状況にあると思っています。

人を、支援を要する方々をですね、みんなで協力してなんとなくフワッと支えていこうっていうそのまの作り方は美談でもあるし、なんとなく受けがいいんですけども、行政が入ってしっかりと事業化するためにはですね、この事業の対象者は誰なのかということをしっかり認識したうえで、その対象者を絞り込み、絞り込まれた対象者を支えていくためにどういう施策を具体的に打っていくのかということ、改めてですね、認識したうえで取り組んでいかなければならないと、最近また考えているところでございます。

そうした2点ほど申し上げましたけれども、大変な期待感をですね、ここでの議論に抱いておりますので、どうか今日もよろしくお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

松原課長

ありがとうございました。続きまして本日の配付資料と事前に郵送いたしました資料について確認をさせていただきます。事前に送付しました資料につきましては本日ご持参いただきますようお願いしておりましたがお持ちいただいておりますでしょうか。もし今日お持ちでないようでしたら事務局の方でご用意させていただいておりますのでお申し出ください。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、まず、本日配付の資料の方から確認をさせていただきます。まず、本日机の方に置かせていただいております当日資料1ということで本日の次第を置かせていただいております。その後ろに当日資料2ということで、大正区地域福祉推進会議委員名簿を添付しております。続きまして、当日資料3としまして、大正区地域福祉推進会議委員からの事前質問意見に対する回答をご用意しております。当日資料4として、生活困窮者自立支援法改正に係る支援会議の概要をご用意しております。続きまして当日資料5としてカレンダー、当日資料6としてご意見シートの6点をクリップ留めで机に置かせていただいております。

あわせまして、事前に郵送いたしました資料の方を確認させていただきます。資料番号1として、平成30年度第2回大正区地域福祉推進会議でのご意見と対応一覧がございます。資料番号2として、区役所が所管する協議体一覧、A3の横長の大きな資料です。あわせまして、資料番号3から10番が資料番号の先ほどの2に係る各協議会の平成31年度事業業務計画書としまして8点ほど、8枚、事前にお送りをさせていただきました。以上ですが、漏れ等ございませんでしょうか。

本日の会議は全て公開とし、会議録作成のため録音させていただいております。また、

会議の様子を記録するため、職員が写真撮影を行いますので御了承いただきますようお願いいたします。会議録や撮影させていただきました写真などは、後日区ホームページで公開をさせていただきますので、あわせてご了承くださいませようお願いいたします。

また、本日の会議は2時間を予定しております。最長でも午後4時には終了してまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくようお願いいたします。

では、議題に入ります前に、前回会議でいただきましたご意見に対する区の考えと、事前に送付をいたしました資料に関してのご意見についてご説明を申し上げます。事前に送付をさせていただきました資料番号1と、本日当日資料として当日資料3と書かせていただいております資料のあわせて2枚をご覧ください。資料番号1は事前にお送りをさせていただいておりますので、ざっとご覧の方はいただいているかと思います。また、当日出されましたご意見ですので、一定、会議の場で回答の方はさせていただいておりますので、それにつきましての区役所としての対応のところのみ簡単にご説明をさせていただきます。

では、資料番号1の方をご覧ください。当日出された意見といたしまして、要援護者名簿に関する意見が鈴木委員、飯田委員、榎原委員の方からいくつかございました。要援護者名簿に関しましてですけれども、それぞれ、今後は区役所として行政が把握している要援護者リストに加えまして、地域が把握している要援護者情報の方も収集をし、できる限り要援護者名簿の精度向上をめざしてまいりたいと考えております。

続きまして裏面をごらんください。地域見守り活動について、金本委員の方から見守り体制の主役となるのは地域まちづくり実行委員会の方々ではあるけれども、どのように思っているかというご意見につきまして、今後の区役所の考えといたしまして、要援護者の活動自体はやはり地域の皆様が主体というふうに考えております。そうした区役所の考えを地域住民の皆様にもご理解をいただけるよう、丁寧かつ誠実に今後も引き続き説明をしてまいりたいと考えております。

続きまして、見守りノートという31年度新たに地域における見守り活動のご参考にしていただくための冊子を作成したいということで、前回ご意見をさせていただきました。こちらにつきまして榎原委員の方からアイデアは大変いいと思うけれども、なかなか活用されないことも多いと、考え直した方がいいのではというふうなご意見をちょうだいしております。それにつきまして、区といたしましては使用の目的であったり、要援護者を支援する方々がどういった場面でどのように活用するのか、ということを確認にしたうえで見守り活動のガイドブックという形だけではなく、要援護者、支援者双方が活用できる冊子となるよう、内容を精査して作成してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどいただければと考えております。

さらに、個別支援プランという形で災害時にお一人お一人にどういった支援をしていくのかということの計画を立てるという個別支援プランについて、鈴木委員長及び鈴木委員の方から、かなり個人情報という形で要援護者本人と行政など、関係機関の必要な

情報であるけれどもかなり踏み込んだ案ということで、知らせる情報と知らせない情報の判断が出てくることになるのではというご意見をいただきました。

こちらの支援者の方へのこうした個人情報の情報提供の範囲につきましては、最終的にはリーガルチェックをかけまして、その上で様々な課題が出てくるかと考えております。そうした課題を抽出のうえ、改めて本会議の方でご議論いただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

最後に鈴木委員長の方から見守り体制そのものについて、説明の方で見守り体制を地域の方で作っていくうえで、地域説明会や地域でのワークショップを行いたいということをご説明させていただいたことに対しまして、そうした説明会やワークショップは区社協の中にあります見守り相談室が中心になって進めていくことになるのかという、こちらはご質問であったかと思ひますけれども、こちらにつきましては、区役所としましては、大正区における見守り体制は、平時の見守りだけではなく、災害時の要援護者支援を一体的に行うということで考えておりますので、説明会につきましても、区役所の福祉担当だけではなく、福祉担当と防災担当、さらに区社会福祉協議会も加えまして、三社で地域の方に説明に回らせていただきたいと考えております。

また、ワークショップにつきましても、区社協と話し合いをしながらそういう場を設けていきたいと考えておりますので、ご理解の方よろしくお願ひいたします。

こちら側の前回会議でいただいたご意見等に対しまして区役所としての今後の対応ということで、一覧にさせていただいたものです。こちらにつきましては、先日事前に資料をお送りさせていただきまして、その際、何かご意見がございましたらということで、ご意見シートを同封させていただいております。その中ですみません、ちょっとまだお越しいたいてないんですけれども、鈴木委員の方から本来の資料とは別で、それとは別のその他ということで一件ご意見をいただいておりますので、ご紹介と区役所としての回答をご披露させていただきます。

ご意見としましては、認知症や高齢者、障がい者等の方が行方不明になられたときの発見ということで、協力事業者を募集されてはいかがでしょうかというご意見を頂戴しました。こちらにつきまして、現在ですけれども、大正区では要援護者支援の目的で区社会福祉協議会に事業委託をして設置をしております、見守り相談室というところがござひます。こちらの委託業務の機能の一つとしまして、認知症高齢者等の行方不明者の早期発見というものをお願ひしております。

どういったことかと申しますと、事前に登録をいただいた認知症の高齢者の方が、例えば、行方不明になったと、そういった場合には事前に協力者として登録をいただいた事業所さんとかがござひます。そうした事業所さんに、その行方不明となられた方の情報をメール配信いたしまして、見かけた場合にはご連絡いただくという、早期発見にご協力いただく仕組みを作っております。

こうした協力事業所等の開拓業務につきましても、区社協の方に委託をしております

て、平成 31 年 2 月末現在での登録数は 106 件となっております。ただ、まだまだ、事業所さんの方にはご協力をいただきたいと考えておりますので、引き続き新規開拓に努めてまいります。あわせまして、区役所としましても、あるいは区社協にしましても、ホームページ等も活用して広く協力事業所等の募集を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が以前にいただきましたご意見並びに前回のご意見に対してのご回答ということでございますが、何か、これまでのこの回答につきましてご意見ご質問等ございますでしょうか。

鈴木委員長

すいません、最後に説明いただきました鈴木委員からのご意見、今回の資料の関係ないその他の部分についてということなんですけれども、少し事実確認として、もし分かればいいので答えていただければと思うんですけども。行方不明時のメール配信、そしてそれに伴って協力事業所さんから、発見とか見かけたっていうのがあればいただくということなんですけれども、実際にこの平成 30 年度にこのメール発信がどの程度なされて、そういったリアクションがあったのかなかったのか、メール配信は具体的にどういった内容のメールが配信されているのかっていうことを説明、今もし分かればいいので、分からなければまた後ほどでも大丈夫です。

松原課長

申し訳ございません。ちょっと詳細の部分がちょっと区役所としても把握をしておりませんので、できましたら次回改めて、きっちり区社協の方と調整をして、数字も含めて御報告をさせていただきたいと思っております。

吉田区長

件数くらい分からないですか。安澤さん。

安澤委員

内容については、認知症の方が不明にあったりとかで、他府県のことがあったり、大阪市内のすべてのメールが配信されます。それで、民生委員さんの方にも入っていきます。

吉田区長

リアクションはこっちに返ってくることも多いんですか。

安澤委員

リアクションはほとんど無いですけども、見つかったっていうのは必ず入ってきます。件数的には、1日何件くらいある。

事務局（区社会福祉協議会：西上副主幹）

1日に2、3件はあります。多いときは5、6件あったりするので。

鈴木委員長

それは大阪市内か。全てか。

事務局（区社会福祉協議会：西上副主幹）

府下合わせたら、日本全国の広域の分も入ってきます。

松原課長

今回の数字の方、申し訳ございませんがよろしくお願いたします。
ほか、よろしいでしょうか。

吉田区長

ちょっと一点、捕捉させていただきたいんですけども、前回の議題がそうだったということもあって、皆様方からのご意見が要援護者支援システムに相次いでいるので、補足させていただきたいんですけども、いくつかのご質問にもありますように、地域でやっている見守り活動で出てきた支援を要する方々はどうか加えていくんですかっていうようなご質問が、これらのご質問の中核だったと思うんですけども、回答に書いてある通りではあるんですが、地域で独自にですね、ご高齢者の方々は、見守りしておられるところはあります。その方々を要援護者支援台帳に、あるいはシステムに加えていくのかというと、それは100%そうではありません。

つまりですね、地域で見守っておられる方々のうち、要援護者と言われる方々については要援護者支援システムの中に入れていかなければなりませんけれども、地域で向こう三軒両隣で高齢者の方々を見守ってんねんっていう方々は、正確に申し上げて、この事業の対象ではないということになります。

ただですね、その方々は見守らなくていいのかと、支援しなくていいのかということとそうではなくて、地域包括支援センターとか区社協とかがやってくさっていますので、そういう方々に関してはこの事業とはまた別の形で、この後その一つをご説明いたしますけれども、そういう形で支援する必要はあると思っていますけれども、ちょっとですね最近のいろんな方々のご意見とか伺うとですね、要援護者とは何かっていうところが、

ゴチャゴチャになってですね、支援を要する人たちは全部要援護者やみたいな考え方でですね、いらっしゃる方がいらっしゃるので、そうではありませんということをはっきり補足しておきたいと思っています。

榎原先生からも、要介護認定を受けてない方への支援はどうするのかというご質問がまさにそうでありまして、これは要援護者という対象になるかということにならない。じゃあ支援しないのかというと、支援しなければいけないので、それは地域包括支援センターとか社協の事務局とかですね、あるいはこの後説明する事業とか、様々な仕組みで支えていかなければならないというふうに考えているんですけれども、そこは冒頭申し上げました、この事業が一体何を対象としているのかっていうのははっきり意識した上で、仕組みを作っていくって、現場の実務を変えていかなければいけないということと、相通ずるものでございます。以上です。

中村委員

これまでの議論がわからない部分もあるんですけども、見守り相談室から要援護者の方にアンケートの調査とかをしている中で、その登録してもね、必ずその救われるものではないっていうことで、その中に書かれていますよね。要は、今、区長がおっしゃったのは、それを漠然としたっていうふうにおっしゃっていて、今しようとしているのは、本当にそういう災害が起こったときに、この要援護者という方を登録しておけば必ずその救う、救うっていうか、そういう仕組みをつくるっていう意味合いなんですか。

吉田区長

そういうふうな、ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、要援護者台帳に登録された方々は、最終的にはですね、災害が起こったときには誰がどのような形で支えて一緒に避難するかっていうところまで決めると、そういうのがこの仕組みです。

中村委員

そしたらこれまでやっているものから一步進むっていうことなんですか。

吉田区長

これ、やっているレベルが各地域によってバラバラだと思うんですけども、漠然とこれまでやっている見守りっていう概念があるとすれば、それから一步進めるっていうことです。今までは平時の福祉的な見守りをやっていたけども、これを災害時の避難と一体化して、平時に見守りをしている方々を災害の時には一人残らずですね、一緒に避難する仕組みとして作り上げていく。これを今から2年3年かけてやっていきましょっていうのが、この事業の目的であるのご理解ください。

中村委員

わかりました。ありがとうございました。

松原課長

よろしいでしょうか。それでは議題に入ってまいりたいと思います。ここからの進行は委員長にお願いしたいと思います。鈴木委員長よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

はい。それでは、本日の会議、具体的な議題の方に入っていきたいと思います。当日資料1にありますとおり、本日の議題、三つになっております。

まず一つ目が、区役所が所管する協議体の課題と新年度の取り組みについてというものです。二つ目が生活困窮者自立支援法に関する会議の開催について、そしてその他についての議題となっております。

まず議題1、区役所が所管する各協議体のこれまでの課題と、新年度の取り組み、これについて議事を進めていきたいと思います。それでは、まず事務局の方から関連する資料のご説明をお願いいたします。

松原課長

事前に郵送しております資料番号2の横長の大きな資料をもとに、各協議体の担当より、簡単にご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

野口代理

福祉担当課長代理の野口ですよろしくお願いたします。まず1点目の大正区認知症施策推進会議、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会についてお話をさせていただきます。この会議はですね、30年度は8月の28日に第1回を、3月12日に第2回を開催しております。それとは別に、3月2日に認知症啓発事業として映画上映会を区民ホールで開催しております。

課題としましては、30年度に挙げておりました課題としましては2点ございました。

潜在化している認知症高齢者が多いと思われる地域への対策でありますとか、先の資料をお送りしているのでご覧いただいていると思います。具体的に、この課題についてこれをというわけではないんですけども、とにかく認知症の高齢者が増える中でですね、相談の窓口、必要な支援機関に繋ぐための窓口として、済生会のオレンジチームであるとか、地域包括支援センターの認知度を上げることが、とにかく大事であるということで、広報啓発の取り組みというのをそれぞれの機関が行っております。

具体的には、例えばオレンジチームにつきましては、喫茶店ですね。高齢の方というのは、毎朝モーニングを食べに喫茶店によく行くと。そういうことがあるので、喫茶店

に対してですね、オレンジチームの制度の説明、そして協力依頼、チラシの設置を依頼するなどという、一つ一つ小さなことをコツコツと広報啓発をしていっております。

あと医療機関であるとか金融機関等、高齢者の方がちょっとおかしいなと思えるようなところに接するようなどころに対しても、事業説明や認知症かもと思われる高齢者発見のための協力をお願い等を行っております。あと各地域の例えば町会長会議であるとかに出席しまして、オレンジチームであるとか包括の事業説明等を行ったり、そういうことをコツコツと行っております。区役所としましては、広報誌「こんにちは大正」に認知症啓発の啓発記事とか、認知症カフェの案内記事とか掲載しております。

また、課題として3月12日に開催の会議の中でですね、新たに課題として挙げられておりますのが、認知症に対するご家族の理解不足により、独居の人に比べまして、家族と同居している認知症高齢者は介護申請に繋がらないってということであるとか、本人のみならず、同居家族にも課題があるなどと複合的な支援を必要な世帯が増えているということが、30年度に参加しました地域ケア会議、個別ケース会議の中で、見受けられたということの報告をされております。

平成31年度の取り組みとしましては、会議としましては、やはり8月と2月に大正区認知症施策推進会議、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会を開催いたします。8月の会議では、認知症高齢者の現状の情報共有であるとか、あと2月に開催を予定しております啓発事業の具体的検討を行います。2月には開催予定の会議で認知症高齢者の情報共有と課題の抽出、また来年度事業計画について話し合う予定となっております。啓発業務については2月に開催する予定と聞いております。以上です。

続きまして2点目の大正区地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、推進会議も含んだ会議でございますが、こちらの報告をさせていただきます。

吉田区長

これ、分かってもらえると思うんですけども。この横長の表だけでは全体像がよく分からないと思うんですが、この縦の事業業務計画書ありますよね、それが全部映されているんですけど、ここに具体的な事業の目的とか目標とかスケジュールとかが書いてありますので、これを見比べてというか、参照しながらお話を聞いていただくとよく分かるんじゃないかなと思います。

野口課長代理

すいません。続けさせていただきます。平成30年度は、5月開催の第1回の運営協議会で29年度の包括・ブランチの事業報告を、7月開催の第2回で前年度評価の承認を、2月開催の第3回の運営協議会で地域ケア推進会議を兼ねまして、地域ケア会議から見えてきた課題を協議いたしました。

課題としては4点ございます。先に送らせていただいております課題でございますが、

その中でも、大きく時間を割いて議論させていただきましたのが、複合的な課題を抱えた世帯への支援等、他の関係機関との連携が必要なケースも増えてきておるということで、先ほどの認知症の中でもちょっとお話させていただきましたように、複合的な支援の必要なところというのが、やはりあるのが共通して増えてきておるなあということ です。

また、その中でも世帯としての支援を必要としている中で、制度の間ですね、どの制度にちょっとならないような方で支援が必要なのがある。例えば、知的障がいがあるのかなと思われるけれども、特に療育手帳とかをお持ちでないとか、精神的にちょっとした何かあるんじゃないかなということでも、やはりそういう医療機関にかかっておられないとかいうケースですね。そういう場合はどこにも繋ぐことができなくて、そういうケースに対して、どういう支援をできるか、どう支援をしていったらいいかということがすごく大きな課題ということで、高齢であるならば地域包括支援センターが支援を拒否されても粘り強く働きかけて、必要な資源に繋げていくようなことはできるんですけども、その制度にもならない方というのは、じゃあ具体的にどうしたらいいのかというのを議論いたしました。

また、認知症高齢者が増加する中で、3点目ですね、成年後見人制度の申し立てが必要なケースというのが、ここ2年ほど10件を超える形で増えておりまして、これは課題として挙げられております。

また、30年度は虐待のケースについて地域ケア会議を開催するケースというのがちょっと増えておりまして、関係機関のちょっと認識とかで、家族さんが頑張っているからこれは虐待じゃないんじゃないかみたいなイメージを持っておられるようなケースもありまして、そういうことに対してですね、認識を、共通認識を持って虐待とはどういうものかというのを関係機関とかと連携しないといけないということもありまして、この後でお話します障がい者高齢者虐待防止連絡会であるとか、後はケアマネージャーさんによる居宅介護支援事業者連絡会などでも虐待に対しての研修会っていうのが開催されております。

また、31年度の事業につきましては、まず第1回目の運営協議会が5月22日の予定で開催されます。7月、2月と運営協議会を開催していく予定です。

続きまして、大正区障がい者高齢者虐待防止連絡会議について報告をさせていただきます。こちらにつきましては、課題の抽出には至っておらないということですが、平成30年度は先ほど申し上げたように、高齢者と障がい者、それぞれ別々に研修会を開催しております。

高齢者虐待防止研修会は2月18日に高齢者の方、支援に直接携わっておられるような、ケアマネージャーさんであるとかヘルパーさん等を対象に、シルバークレインの地域交流センターで社会福祉士の宮田ヒデユキ氏を講師にお招きし、開催いたしました。参加人数は37名でした。

また、障がい者虐待防止研修会につきましては、2月15日に、こちらも直接障がい者の支援に携わっておられる障がい者の関係団体であるとか、事業者を対象に、大正区障がい者基幹相談支援センターのご協力をいただきまして、大正区コミュニティセンターで東大阪大学の塩谷准教授をお招きし、開催いたしました。参加人数は35名です。

31年度につきましては、9月にやはり虐待防止に関する研修会を開催する予定で考えております。

大橋課長代理

保健担当課長代理の大橋でございます。続きまして、医療介護連携関係ということで、大正区在宅医療介護連携推進実務者会議のところをご説明申し上げます。

2月の27日に、実務者会議を開催いたしております、そこで課題と、それから31年度の取り組みということでご議論をいただきました。

まず課題でございますが、記載のとおり、在宅療養の知識をですね、住民の方に普及啓発していくにあたっては、幅広い年齢層の区民の方への普及啓発というものを念頭に置いていかなければならないということで、実際、在宅医療が行われる場合にあたりましては、ご本人の意向に関わらず、その家族の方が反対されるというケースが多いというふう聞いておまして、在宅療養なんですね、そういう知識を広く、特に40代50代の方にも広めていかなければならないということで、問題意識としての形で上げております。

それと、在宅医療を必要とする方にですね、携わられる医療分野、介護分野のそれぞれ専門職の方の間での情報の共有ですね。相互の連携を深めていく。この2点を大きな課題として挙げております。

31年度、2019年度の取り組みといたしましては、まず住民への普及啓発ということで、講演会を一つ企画しております、日程の方は9月7日、又は31年の11月30日のどちらかで、今後、他の事業との調整を進めて確定をしてみたいと考えております。幅広い年齢、特に高齢の方を支援する立場の方にも聞いてほしいということで、テーマの方は本人の選択と、本人の家族の心構えをテーマとした講演会の内容にして、より広い年齢層をターゲットにしていきたいと思っております。

それと今年度、同様の問題意識から、「こんにちは大正」の特別号というのを発行いたしまして、それで4面全体を使って、広く周知を図ってきたとこなんですけども、来年度につきましてもこの講演会とですね、「こんにちは大正」、31年度は別冊版っていう4ページ丸々っていう形ではないんですけども、他の記事との調整を行いながら、実際確定してみたいと考えております。

多職種間の連携ということで、研修会の方を企画しようと思っております、テーマの方がですね、医療介護連携ツールを使った災害時対応ということで、昨年の台風の被害、台風が多く発生する中でですね、医療それから介護機関の施設の情報とかですね、

そういうところのやりとりっていうのが、連携を深めていかなければならないというところの問題意識もありまして、先日、2月の多職種研修会の方で試行のご報告を大正区医師会様の方からいただいたんですが、メディカルケアステーションっていうのが今導入・運用、進められていまして、その持つICTを使いながら、多職種間でどのような情報共有が行えるのか、また災害発生時ですね、どのような情報が必要か等を多職種の方お集まりいただいて、意見交換をする場を設けていきたいと考えております。在宅医療介護連携につきましては以上でございます。

野口課長代理

次に大正区自立支援協議会につきまして、改めて野口の方からご報告させていただきます。平成30年度は自立支援協議会は年6回開催しております。

30年度の課題としまして、こちらにございますような3点がございます。区内の社会資源の活用と取り組みとしましては区内の社会資源の活用と事業所間の情報共有の一つとしまして、大正区の事業所案内の作成を行いました。今行っておるところです。現在区内の事業所がわかりやすく利用者に周知することと、各事業者の情報共有化することを目的に事業所紹介カードの作成の協力依頼を、区内の障がい福祉サービス事業所に行っておるところです。情報更新が容易にできるように紙媒体で差しかえできるような形を考えております。また、こちらの課題にあります、人材確保の問題につきましては引き続きの課題として検討していくということとなりました。平成31年度につきましても、年6回の協議会の開催を予定しております。引き続き事業所紹介カードの作成の取り組みを行ってまいります。事業者間の連携であるとか、障がいを持っている方の支援についてをテーマとした学習会又は研修会というのをやろうと考えております。

はじめの取り組みで申し遅れましたが、自立支援協議会の中でこども部会というのをつくることを考えておりまして、30年度の協議会の中でも障がい支援事業者さんと協議会の委員さんの交流会などを開催しておりまして、事業者の状況をお聞きした後に意見交換などを行ってですね、こども部会の必要性っていうのを検討していくっていうようなことをしております。引き続きこちらは31年度も検討していきたいと思っております。以上です。

池田課長

こども教育担当課長の池田と申します。それではこども子育て関係の三つのものにつきまして説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、第1回目の会議のときに、それぞれの会議体の仕組み等もご説明をさせていただいたところですが、一点目の大正区要保護児童対策地域協議会代表者会議ということになっております。こちらの方、課題というところでは、年々増加する虐待の事案に対して、それをなかなか原因や対策の背景のところまで分析するには至っていないという

ところが課題としてございました。昨年30年6月には代表者会議を開催いたしまして、警察署長、また消防署長にもご参画をいただいたところです。そして、31年の1月には、実務者会議というのを毎月開催をさせていただいておりますが、その中に実務者レベルでの会議の中にも警察の方に入らせていただいて、情報の共有をしているところです。児童虐待に関しましては痛ましい事件が相次いで発生をしている中、大阪府についても平成30年8月から子ども家庭センターと大阪府の警察官で、児童虐待の事案の全件についての情報共有をしていくというようなことも進めておられる中で、大正区としても、今、そういった会議体の中に警察にも入らせていただいて、情報の共有を図っているところになっております。また、今、要保護児童対策地域協議会も調整機関として進めておられて、事務についての標準化っていうところも図って進めていっているところです。

次のこどもサポートネット事業、スクリーニング会議に大正区要保護児童対策地域協議会、小中学校専門部会になりますが、こちらの方は先ほどのホッチキス留めの3枚ものの2ページ目のところにこどもサポートネットの進捗管理表というのをつけさせていただいております。こどもサポートネット事業、小中学校の児童生徒さんをスクリーニング会議1というのを学校でしていただくんですけども、その学校の中で課題がある生徒さんの児童さんを把握していく、全件を把握していくということが目的でそれを支援していくことになっております。今年度、これはまだ2月末現在の数字にはなっておりますが、全体といたしまして小学校の方では、1,252人がスクリーニング会議1に上がってきておりますが、実際にスクリーン会議2の方を695人の方にさせていただいて、約半数以上が55.5%の把握をしたところです。中学校の方は508人の方が上がっておりまして、130人で、全体としては25.6%ということになっております。

また、このスクリーニング会議を進めております中で、実際の事例を一つご紹介させていただきたいと思いますが、実際にこのスクリーニング会議をしました後、支援を決めていきまして、それぞれ学校での役割、また、区役所での役割というところと、学習が、支援が必要というところになりましたら、学習支援のトライグループに委託事業をしておりまして、そちらの方に繋いでおります。一つ、学習支援に繋がった例でございますが、お子さんの学習意欲も向上をして学習習慣が習得することで、保護者の方の前進的な安定にも繋がっているというところです。

スクリーニングシートのチェック項目では、宿題が出ていないとか、握力が弱い、保護者から問い合わせがあるなどというようなことで上がっておりました。

その中の支援の方向性で学習支援へ繋がりましたところ、お子さんが学習習慣、意欲を持って定着をして、またそのことでお母さん、保護者の方自身のイライラのところが減りましたので、お子さんに対しての関わり方も変わってきたということを、そういったスクリーニング会議の場で学校の方から報告も受けていたところです。

そういったところに地域の民生児童委員の方々もご参画をいただいております、実

際にお声としましては、地域でこんなふう子どもたちの状況があるっていうところをまず把握をして、自分たちがどうする、どのように関わっていけばいいかということを検討いただいているっていうところに繋がっております。

そして31年度の取り組みといたしましては、いくつか新たな事業を進めていくように考えております。まずは、三つ目のポチのところになるんですが、家庭へ直接アプローチをしていくというところで、モデル的に一つの地域になるんですが、実際にこの子どもサポートネット推進員やスクールソーシャルワーカーが家庭訪問をさせていただいて、小学校1年生のご家庭に家庭訪問をして、早い段階から繋がっていくというところが考えております。そしてまた、今、小学校では約半数の55%が全件のスクリーニングが終わったところですが、それを早期に進めていくためにも1名、非常勤嘱託を増員をして体制の強化を図っていこうと思っております。

そして先ほどご説明させていただきました学習支援・登校支援事業になりますが、今まで小学生のお子さんのみを対象にしておりましたが、31年度は中学生に拡充をして進めていくようになっております。そうしますと、ご家庭の中で小学生にアプローチをしていたのが、同じ世帯の中の中学生にもアプローチができるというところで、世帯全体を関わっていくっていうところに進めていこうと思っております。

そして最後の子育て支援ネットワーク連絡会になりますが、こちらの方は児童虐待の予防というところがメインになっておまして、年6回、会議の方を開催しております。主な取り組みとしましては、保育所、幼稚園、主任児童委員の方々に関わっていただきまして、保育所に、幼稚園に入る前に情報早く提供するというところで、7月に子育て応援フェアを開催しております。また11月には、児童虐待の防止の講演会を開催したところです。来年度、31年度に関しましても、同じように取り組んでまいりたいと思っておりますし、昨日、会議を開きまして、7月に子育て応援フェアを開催していくことを皆様にご了解を得て、これからまた進めていくところです。以上、3点のところ報告させていただきます。

鈴木委員長

はい。ありがとうございます。合計八つの協議体についてのこれまでの課題と何をしてきたのか、そして、新年度、平成31年度どういったことをしていくのかということの報告がありました。

この場は地域福祉推進会議ということで、今受けた報告に対してのご意見であったり、質問であったり、こういったことはどうなっているんだっていう意見を出していただきまして、そのフィードバックを各協議体にしていただくことによって、19年度の活動内容を肉づけであったりとか、補足していくっていう流れになっているかと思えます。

それでは、どの協議体に対してでも構いません。各委員の方々の質問であったり、確認、そしてもしくはどうなっているんだろうというご意見等々ございましたら、発言い

ただけますでしょうか。はい。中村委員お願いします。

中村委員

すいません。

日頃、高齢者の人ばかり対応しているので、こども子育てっていうのはすごく新鮮に聞かしていただいたんですけれども、何て言うか、このスクリーニングの2ですか、ここに引っかかる人は600何人、子どもでいらっしゃるっていうのは、僕の実感として非常に多くなってふうに思っていて、そんなにいろんな支援をしていかないといけないお子さんが、こんなにも増えているのかっていうのが率直な驚きでした。

こちらの資料の2の先ほど説明された中でね、要保護要支援児童に登録を行うということの文言があるんですけれども、これはこちらの進捗管理表でいくと、どの数字の方の登録を行うっていうことになるのかっていうことと、それは非常勤嘱託の方を一名増員するだけで、この目標というのは達成できるんでしょうか。結構大変じゃないのかなと、率直な実感としてちょっと感じたんですけれども。以上です。

鈴木委員長

今の質問に対していかがでしょうか。

池田課長

はい。今のご質問ありがとうございます。まずこどもサポートネットの進捗管理表のところの、小学校でいくと695人という数がスクリーニング会議2で登録、関わった数になるんですけれども、実際にスクリーニングシート、今日は持ってきておりませんが、スクリーニングシートの中では、例えば、虫歯、齲歯があるお子さんとか、就学援助を受けておられるというところも、このスクリーニングシートの中ではチェックが付く項目になっております。一方で、登校状況、登校ができていない、欠席が多い、遅刻がある、また家庭環境に関しては、ひとり親であるというところでもありますとか、生活保護を受けておられる、また、なかなか連絡がつかない親であるとか、そういったことを細かくスクリーニングシートの中のチェック項目がございますので、その項目が大正区では一つでも丸が付けばスクリーニング会議2に上げていただいて、全件を把握して、お子さんの状態を学校と区役所と地域とで把握をしていくことが大きな目的になっております。数というところではそういった形がこの数に表れているところになっております。ただ、ご意見いただきましたので、進め方の点ではそういった特に齲歯や就学援助だけで特に問題がないケースは確認という形でさせていただいているというところは、進め方としてはしております。

それが先ほど、要保護や要支援の登録を新たに1名雇う非常勤嘱託職員でやっていくっていうところになるんですけれども、大正区の枠組みがこのこどもサポートネット事業

のスクリーニング会議2を要保護児童対策地域協議会の部会という位置づけにしておりますので、必ずいわゆる要対協に登録をしないとイケないというところがございます。それをシステムで登録をしますので、その点、その専任を雇いまして、まず登録を。ことに従事することによって、また支援の方に、アウトリーチの方にこどもサポート推進員やスクールソーシャルワーカーが積極的に関わっていけるようにということで、来年度はそのように事業の方を建ち上げているところです。

中村委員

いいですね。かなり幅広くスクリーニングをかけているってということなんですね。その中で、深刻な人たちを登録していくことで、その作業の職員を雇って、実際にいろいろ援助するスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーさんとかが、本来の業務につけるような形にしようって、そういうことなんかな。

池田課長

ありがとうございます。

吉田区長

元々、それをやらずしてですね、課題がある子は要保護児童対策地域協議会に登録をして管理していますので、幅広くスクリーニングをかけたからといってですね、管理しなきゃいけない子どもが、幅広くまいた分だけ、だあっと増えるかというところですね、増えないっていうのが、1名の増員で十分であろうと考えています。

鈴木委員長

スクリーニング1自体が、学校さんが本来だったらここまで上がってこないかもしれないケースも、念のためという形で上げているケースも多いってということですね。

他に子ども関係のことでご意見いただきましたけども、こども関係とかで、これに関連すること等で質問等、ご意見ございますでしょうか。

子ども関係ですいません。今日が合ってしまいました。はい。今のことでいいですし、他の部分でもかまいませんので何かアドバイスをいただければありがたいです。

弥十郎委員

はい。子ども子育てプラザ、弥十郎と申します。

今の意見というよりは、僕もこの子ども子育てプラザに来て2年間はたったんですけども、この1年間で要対協に関わるケースが4件ほどプラザ、それからファミリーサポートセンター大正支部として扱うこと、またこちらから情報を今いただいておりますので、こちらから大正区、子育て支援室の方にご連絡をさせていただいて確認をと

ると、ちょっとおかしいですよ、こういうことが気になりますよっていうところについては職員スタッフからお話があればすぐに審査の方に連絡さしていただいて、どのような支援が必要であるか、また実際に、もし、そういう支援が始まっているかどうかという確認をさせていただいて、今もケース会議等を開いて、そこに僕たちももちろん携わらせていただきまして、これからあるその要援護者を支援が必要である子ども達、で、子どもだけではないんですよ。保護者のかたが子どもを見れていないという状況があったり、その保護者が居てないという状況が問題であったり、それこそ様々なケースがあるねんっていう実感として感じています。

もし何か起きたときということであれば、そういうお子さん、それから、保護者のかたも、広く言えばね、放課後の時間帯から、それから、お母さんお父さん、ひとり親の家庭も多いですので、そんな中で、親が帰ってなくて子どもだけで時間を、夕方晩まで過ごしているという世帯もかなりあるように、実感しております。

そういうところも、いつね、天災が起きるかわからないという状況で、その子たちはそしたら支援されないのかとか、ということが少しちょっと気になっておるところであったり、スクリーニング会議をやっていただいている、それだけではなく要対協に入っているケースなんか、今後も、子ども子育てプラザないし、区社協の方に事前にある程度近い地域であれば、教えといていただくとかね、そういうこともしていただくと、個人情報との関係はもちろんあると思うんですが、見守る、それから例えば虐待のケースであれば見相にすぐに連絡ができる。僕たちもそういう判断をする基準の一つなるかと思えますので、そういう連携が地域の中とか、役所とかと出来たらいいなっていうふうには感じております。はい。以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。

そのほかに子ども関係、もしくはそれ以外の分野のことで質問やご意見ございますでしょうか。

ちなみに、高齢と障がいのところ、かぶっているところも多々あると思うんですけども、障がいの方で自立支援協議会についての動きであったり、虐待防止連絡会等々のことも出てきているんですけども、何かございますでしょうか。

姜委員

障がいの方でいうと、そうですね、最近目立つ感じとしては、事業者の方が障がいの事業に乗り出されてきているんですけども、特に、介護分野の方も人材不足の中で、技術的に特に介護技術の方ではなくて、対障がい者へのコミュニケーション力とか、対応のしかたですね、特に発達障がいとかお持ちの方々への対応っていうのが、やっぱりヘルパーさんの力量の中で、まだまだ足りない部分があったりするので、そこで問題起こ

ってくるということがひとつあったりします。あとは、もう一つ目立っているのは、就労系。雇用契約を結ぶパターンの就労継続A型事業。雇用契約を結ばない、すごく額の低い工賃を毎月渡されている就労継続B型、ここなんですけども。ここが最近ですね、A型の方は事業進出がだいぶ落ち着いてきているようなんですけども、最近B型なんです。また増えはじめているっていうか、B型については特別支援学校卒業生を対象とすることも含めてですね、需要が継続的に、需要が上り坂になっているので、この事業始める方がとても増えているんですね。

ところが、サービス管理責任者の方は研修を受けているのですけれども、作業指導員になると全くとど素人の方がされるわけですね。

そうする利用者との対応でまた躓いてですね、問題が起こってくると、ということでの相談があったりしますね。

大正区のニュースさんに通ってはる得意先の利用者で問題があったみたいで、スタッフが泣いて電話かけてこられる。スタッフがですよ、本人じゃなくて。スタッフの側がめいってしまって、泣いて電話を掛けられるような、事業所内でのスタッフ間の連携というか、サポート体制も十分に取れていない。そのうえでまた、利用者とのコミュニケーションと、いろんな部分で齟齬をきたすということで、全体的にですね、障がい者の事業、事業者の中のレベルアップっていうんでしょうか、対障がいに対する対応の仕方をですね、もう一度しっかりとどこかで担保をとってやっていかないといけないなあということで、来年度自立支援協議会の中でそういった部分も含めての研修会なり、学習会を開催しないとイケないかなあと思っているところです。

大正区の場合はまだ、大概の事業所さんは昔ながらの知的とか精神とか身体とかということでやってこられたところもたくさんおありなので、ある程度、中で働かされているスタッフの方の力量っていうのは相当にあるんですけど、逆に新しいところになると、とても不安定な、アンバランスがすごく出てきているということで、我々としてもその課題とどう向き合っていくのかっていうことは、今、ただ、子どもの分も含めてそうですね、そういったスタッフの底上げを各事業所で意識的に取り組んでいただくことが必要やと思われまして、来年度の自立支援協議会ではそういったことも念頭に置いて活動をしていかなあかんと思っているところです。

鈴木委員長

ありがとうございます。人材については障がい以外の他の分野でも同様の問題抱えておられるかと思えます。量の確保が一定話題になるんですけども、実はそこに入ってきている方の質の問題でこの質の問題というのは、姜委員がおっしゃってくださったような、コミュニケーションも含めた、そもそもの対象者理解の部分から始まる部分もあるかと思えますけども、一番怖いのがこの質の部分担保されないことによって、その離職に繋がっていくっていう、負のルーティンもあるかと思えます。

つまり、現場で一定のレベルに達していないがゆえに利用者であったり、家族さんとの衝突であったり、もしくはそのレベルアップを支えるような職場のフォロー体制になっていないので、結果としてこれから成長していく過程のスタッフ自体が仕事の中で居場所を見つけられなかったりとか、うまく上がっていけなくなって、結果としてその職を辞めてしまうっていう、辞めた方がまた同じ分野の違う施設とか関連施設に回っているっていうことはあるんですけども、少なくとも施設にとっては、量と質がすごくリンクしていて、そしてその質の部分が負のリンクになってしまっている部分もあるかと思えますので、自立支援協議会だけではなくて、区としてのバックアップのフォローであったりとか、その部分は、いろいろ検討していく部分だと、今、聞いて思いました。

他に、他の分野でもかまいませんけれども、何か気になっている点とかございませんでしょうか。

中村委員

包括の運営協議会の報告の中で、複合的な課題を抱えた世帯が増えているっていうふうな状態の中で、包括自身が高齢者のことに対応する機関ということで基本的にあるところが、ご家族の中の障がい者の方の見守りを高齢者の援助を通じてしているっていう実態があって、先ほどの報告もありましたけど、制度のはざまみたいところで引き続き見守りをしていく体制がないというふうなことが起こってくるっていうことがあってね、その運営協議会の議論の中でも出たんですけども、包括以外でもそういうふうなことを支援してもらえよう何らかの機関だったりとか、体制だったりっていうのがとれないのかっていうのがちょっと、毎年意見でずっと出ているので、ぜひ何か検討していただければね、お願いできないかなっていうのはちょっと思っているところです。

鈴木委員長

中村委員からご意見いただきました。時間の関係もあるので、すいません。私ばかり喋ってあれなんですけれども。運営協議会等々につきましては、その他の部分を少し気になっている部分がありまして、例えば、先ほど少し話題になっていた、スクリーニング会議2、こどもサポートネット事業につきましては、課題が挙げられておりまして、子どもがこんなしんどい状況にあると、だから取り組むところで例えば家庭力向上事業の実施であったり、学習支援を小中学生拡大っていうような、課題にリンクした取り組みが定義されているんですね。

例えばこの地域包括支援者の運営協議会につきましては、こちらの事業計画書等々でもニーズの共有とか、実態確認とかあるんですけども、出された課題に対してどういう対応していくのかっていう部分が、共有とか課題を出すってわかるんですけど、共有した結果どういった実態の改善に繋がっていくのかっていう部分が少し見えにくい部分

が感じております。

これは認知症の方でも同じものを感じておりまして、つまり課題共有したり、そこへ出てきたものは各事業所、各相談機関で対応していくものもあれば、各相談機関では対応できずに区による支援が必要な部分があると思うんですよね。おそらくこの運営協議会の中で議論された課題で、各施設や相談窓口が対応できるものについては施設さんが頑張っただけで汗かいて、こう回りはると思うんですね。

でもそこでできないから何とかしてくれっていう部分は、それこそ区が対応しないとだめなんですけども、そこがどういう区分けになっていって、区はどう対応するかっていうところが、少しこの取り組みのところでは見えてこない。

運営協議会の取り組みではそうかもしれませんけれども、これを受けて区として動いていくのか、それは認知症の方でも同様にフォーマル・インフォーマルの対応で、インフォーマルの部分についてはすごく動かれるでしょうし、広報・周知・ネットワークの充実ってありますけども、大正区として認知症政策は何をするのかっていうと、周知とネットワーク作りっていうものになっております。あと会議ですね。集中支援チームとかで動くともありますけども、そもそも認知症の方々に対するバックアップについては、検討っていうところになっているような気がしております。

同様に虐待防止の部分につきましても、課題抽出には至っていないというふうに書いておられますけれども、おそらく連絡会の中にいろんな会議で虐待状況は明らかになりつつあると思うんですよね。少なくとも障がい者、高齢者について虐待が疑われる事例がどれくらいあるのか、特に虐待につきましても、家族さんへの対応や本人さんの対応だけではなく、最近、専門機関やサービス事業者からの虐待というものはすごく問題になって取り上げてきていると、大正区の施設で行われているってわけではなくって、事業者、サービス事業者からすごく不適切な対応や、問題のある対応を受けてもそれを声に出すことによって自分たちが不利益になるんじゃないだろうかということで、子どもお母さんお父さんも挙げられずにそのまま潜在化してしまっているという実態が、市内、全国に見られていると。

それについては、それに対応しなきゃいけないと動きがあるんですけども、そういった動き等も実は区としても向き合っていくことが想定されるんですね。

それに対して研修会を9月に行うということになっているんですけど、研修会も大切ですけども、研修会以外で区としても虐待防止にどういった本腰を入れていくのかっていう部分、そこを明らかになっていく必要があるのかなとは考えております。

研修の実施と意見交換会っていうことはありますけれども、ちょっとすいません、厳しい言い方になるかもしれませんが、意見交換会と研修だけでは、今、虐待とか不適切な対応に苦しんでいる方々に直接救いの手が行くわけではありませぬので、そこに対して区のアプローチをどうするかっていうところは、もう少し見えてくれば、19年度は実質的な取り組みになるのかなと考えております。

資料と今日の3分間の報告だけでの意見ですので、もしかしたら、資料に書かれていない部分、報告されてない部分で今私が指摘したところに対応しているかもしれませんが、ちょっとそういった懸念がちょっとこの場ではちょっと感じたというところをちょっと補足として、伝えさせていただきます。

他に委員の方々から、何かございますでしょうか。

この2019年度の取り組みに対しての改善点であったりアドバイス等々。

ひとまず議題の数の関係がありますので、次の議題2に移らせていただきます。

19年度につきましては、議題2終わったところ、その他のところで補足意見、出てくればそこでまた補足いただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは議題2、生活困窮者自立支援法の改正にかかる支援会議開催ということで、資料等々も踏まえまして事務局よりお進め願います。

筒井課長

皆さんいつもお世話になっております生活支援担当課長の筒井と申します。

それでは、座らせていただいて説明させていただきます。

資料は当日資料の4の1から4の3までを用意させていただいておるんですけども、資料の説明に入ります前に、簡単にこの会議を設置する背景と目的等を簡単に説明させていただきます。

この支援会議というものにつきましては、生活困窮者自立支援法を一部改正する法律に基づきまして、来年度からですね、大阪市におきましては、24区でですね、同時にスタートしていくという話になっておる会議でございますが、支援会議の設置の背景としましては、法に基づく自立支援事業におきましては、個々の生活困窮者の個人情報等を関係機関と共有する際には、その都度、本人様の同意を得ながら行っていくことが基本になっております。

しかしながらですね、生活困窮者の支援の現場では、本人の同意が得られずに支援に当たって連携すべきは関係機関等との情報が共有できない事案や、先ほどもありましたけれども、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱えて、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているものの、それらが世帯全体の課題として把握・共有されてない事案等々がみられる、事案が少なくないというふうに現場では言っております。

とりわけですね、平成26年9月に千葉県の県営住宅で痛ましい事件が発生しまして、簡単にいいますと、家賃の滞納を理由に県営住宅の退去を迫られた母親が、強く追い詰められて、その娘さんをですね、窒息死させてしまう事件というのが発生しました。

こういうことを受けまして、法の改正の一つの目玉としてこの生活困窮者支援会議というものの設置が図られたということでございます。

法におきましては、法第9条におきまして、都道府県等は、関係機関により構成される会議（以下「支援会議」という）を組織することができるということになっておりま

して、大阪市としては、これを全区において組織することになりました。

支援会議は生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において、日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。支援会議は前項の規定による情報の交換及び検討を行うために、必要があると認めるときは、関係機関に対し、生活困窮者に関する資料または情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めることができるとなっております。

個人情報守秘義務の関連では5項にですね、支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない、となっております。これに反した場合は、同28条におきまして、第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する、ということで罰則規定も設けられておるということでございます。これで、以上で、背景の方の説明を終わらせていただいて、具体の説明に入らせていただきます。

どのようなものを対象として取り扱うかということにつきまして、まず資料の1枚めくっていただきまして、4の2の方、見ていただきたいと思います。この役割から見た関係図ということで、まず一番上の段でお困り事を抱えた地域住民ということで、生活に困っておられる方々であるとか、児童、お子さん、それから、高齢者の方々、障がい者の方々ということで大きく区分をされておりますが、それぞれ該当する窓口におきましては、自立相談支援機関であるとか子育て支援室、地域包括支援センター、区基幹相談支援センター等々に、これは繋がって、直接該当すれば繋がっていき、それぞれの支援調整会議であるとか、要対協、地域ケア会議、個別ケース検討会議等に入っていることとなりますけれども、今回の趣旨としましては、これらの事象が複合的に絡んでいる世帯であるとか、高齢でもなく障がいもなく、お子様でもない、普通の成人の方で引きこもっておられる場合であるとか、いわゆる80歳の親と50歳の子どもの「80歳50歳問題」の家庭であるとか、というようなものを対象に気になる案件をそれぞれが持ち寄って会議を行うところから始まっていくというふうを考えております。

実際の会議内容につきましては、1枚目に戻っていただきまして、4の1の方で書いておりますように、大正区版の生活困窮者支援会議として今考えておるものにつきましては、まず、この支援会議自体は左のシェア会議って書いている部分と、下のこの推進会議、いわゆる支援会議という今させていただいておりますけれども、この二つをあわせて支援会議と、法に定める支援会議として定める予定でございます。

順番に申し上げますと、まず大正区役所の窓口でいろんな生活支援から各広聴広報のところまでいろいろな窓口で、すでにいろいろなお困りごとをお聞きしているわけなんですけれども、その中で、相談があった中で生活困窮が疑われる、いわゆる気になる事案がどのようなものがあるかということ、まず、区役所の中で、担当者レベルで、窓口担当者による会議をするということで、「(仮称) 担当者会議」とさせていただいてい

ますけども、その中で、気になる事案を収集させていただきます。その中で取り扱う事案によって、その下の生困シェア会議、実務者責任会議という場におきまして、案件に関係する機関を加えて会議を行った上で、それが生活困窮による支援が中心であれば、インコス大正ですね、自立相談支援機関に引き継いでいく、またそれ以外の福祉、子育て支援ツールや地域包括支援センター等に引き継ぐ内容であればそこで仕訳をしていき、具体的な支援を決めていくという場になっています。

これらをまとめた形で、会議の活動状況であるとか、困難な案件の課題の情報共有につきまして、大正区の生活困窮者支援会議、これを、今、この会議の場です、大正区の場合は総合的な福祉の推進会議ということでやっておりますので、この場を借りてですね、支援会議として開催をしていきたいというふうに考えておるところでございます。右下にも当面のスケジュールというふうに書かせていただいているんですけども、表だけの説明では当然概要だけになりますので、説明不足の部分がございまして、4月もしくは5月になるかと思っておりますけれども、区役所内外、関係機関等々に説明を、制度の周知を始めさせていただきたいと思っております。

6月頃からですね、生困シェア会議の担当者会議をまず持ち寄って開催したうえで、翌月、7月ぐらいにですね、生困シェア会議実務者責任者会議ということで、関連機関を加えた会議を催させていただきたいと考えております。

その上で9月頃に行われるだろう、この地域福祉推進会議におきまして、その活動報告であるとか、情報共有をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

最後になりますけれども、もう一度おさらいの意味で4の3のところでは支援会議の位置づけを、概念図を使って説明させていただきます。概念図の右の四角の中に実務担当者レベルでこれまでそれぞれの協議体でございますけれども、ここに新たに生困シェア会議が加わるという形になります。そこからの報告、課題の報告等を地域福祉推進会議、これを支援会議の全体会議として位置づけて、考えさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。大正区におきましては、この生困シェア会議というのを2段階に分けてやる部分が他区とはちょっと違った形にはなるかなとは考えておるところでございます。説明の方は以上でございます。

鈴木委員長

説明の方ありがとうございました。生活保護者自立支援法、生活困窮者ですけども、皆さんご存知の通りただ生活に困窮している人ってということではありません。括弧づきの生活困窮者ということで、基本的に法律上は生活保護にかかる一歩前の方々というのが基本的に対象になっております。つまり、生活保護にかからないけども、生活に困っていてどうにもならない、そういう抜け落ちた層に対してサポートすることによって生活保護になる状態を防ぐという、その未然のところをメインのターゲットになってい

るものです。

その対策の法律が変わったことによって、支援会議というものを設置することになったと、大正区においてはその支援会議というものをこの地域福祉推進会議で兼ねることができればどうだろうという提案だったと思います。

一応確認ですけども、仮にこの大正区地域福祉推進会議が生活困窮者の支援会議を兼ねるとしたときの役割としては、法律に定められているといていた生活困窮者の大正区で起こった問題事例の対策に対しての情報交換であったり、そういった方々をサポートするための支援体制をどうすればいいかという検討、そして、必要に応じた関連情報の交流・交換、この三つがこの会議体に課される役割っていう理解してよろしかったでしょうか。

筒井課長

委員長おっしゃるとおりでございます。

鈴木委員長

今の説明について何かご質問等ありますでしょうか。そもそも当日資料の4の1であったり、4の2で出されている資料を初めて目にされた部分もあるかと思います。制度についてであったり、この会議体についての少しよくわからない部分とかクリアにしておきたい部分、そういったことがあれば少し質問いただければと思います。お願いします。

中村委員

これは自立相談支援機関というのが新しくできるということなんですか。

筒井課長

すいません。自立相談支援機関というのは今もこの区役所でいえば1階にあります、生活困窮者のための相談機関というのがあります。インコス大正という名称で置いております。

中村委員

要は、仕事は増えるってということだけの話なんですよ。

筒井課長

新たな業務という意味では新たな業務はございますが。

中村委員

これはあくまで、生活保護にならないようにするための政策なんですか。生活保護ではなくても先ほどの複合的な課題というのは、保護の手前の人ではない場合でも当然ありますよね。だから、そういうふうな人はまだ対象にならないということにもなっていて、これ自身ちょっと理解がもう一つよくわからないけども、生活保護の手前の人ってというのは、要は経済的な状況で判断をするということなんですよ。

筒井課長

今現在のこの自立相談支援機関というのはありまして、そこに来られる方は経済的に困っている方は多いのは多いです。ただ、今回この趣旨としては、これまでもやっている上に、更に生活に困窮しているってということなんで、その経済的だけじゃなくって、精神的にも困っているとか、引き込みであるとか、そういうことも含めて、先ほどもありました、制度間の漏れとか、生活保護ってというのは最後のセーフティネットというふうになっています、その上のセーフティネットとして今こういう自立相談支援機関ってというのはあるんですけども、その中で、もっとその網目を細かくするといいますか、今までこぼれ落ちていた部分も救っていかうという趣旨になるかなと思いますけども。

中村委員

そしたら、生困による支援というのと、生困以外での支援というふうに分かれていますよね。具体的に言ったら、上に行く人はどんな人で、下に行く人はどんな人なんですか。

筒井課長

上に行く方は、基本的に経済的に困窮しているような方であるとかになりますね。生活に困っている中で。これは真っ二つになっていますけども、複合的な世帯の中で、先ほどもありましたけれども、いろんな課題がある場合は、それぞれの機関が協力しながらこの部分、例えばABCとおられました。Aさんは地域包括が見るとか、Bさんは自立相談支援機関が見るとか、ってなことも考えられますので、そこは真っ二つになっていますけども、見やすいようにそういうふうに仕組みを変えてしまったわけなんですけども、そこは課題に応じて、今までやったらその縦割りになっていたんで、それを世帯の中でそれぞれに対応する方にそれぞれ情報共有いただいて、協力しながら対応をいただくような仕組みを今考えておるところでございます。

鈴木委員長

当日資料4の1で、今、委員から質問があったように、上と下っていうふうになって

いますけども、基本的に自立相談支援機関というのが相談窓口で、なんか生活しんどい
わってという方がこの自立相談支援機関に相談に来られると、窓口。そこで、実際窓口
で担当の方とかがいろいろ話を聞いたり、支援プランを立ててその支援プランの内容に
よって、そのまま相談機関ですっと進めていくこともあれば、これ包括に任せた方がい
いなっていうのであれば包括に回ったりとかっていうこともあったりなかったりだと
思います。

ここ真っ二つに分かれていますけども、実際の支援の場合には被っているところも
多々出てくると思います。先ほどすいません僕の説明がややこしくなったかもしれませ
んけども、生活困窮というのは経済的なものだけで測れることではなくて、いろんな複
合的な要因が絡まって発生していると。なので、この自立支援機関というところが中心
にプランを考えながらも、状況に応じていろんな機関と協力して進めていくことになる
と思いますので、だからこそこの関係者が集まって、調整会議であったり支援会議って
いうその会議での情報交流が必要なになってきていることだと考えております。

おそらくこの生活困窮制度については、普段から業務で関わりのある方と関わってな
い方で実感が違うと思いますので、できれば新しいこの支援会議をこの場で兼ねるとい
うのであれば、生活困窮者支援の制度に関しての基本的な資料とか、説明のものをちょ
っと配っていただいて、説明をできればこの新会議を兼ねる前に、ちょっと個別でもい
いですし、何らかの機会にさせていただいた方がいいかと思います。全体像が見えなけれ
ば見えにくいところもあると思いますので。

吉田区長

全く資料はお送りしていないんですよ。

筒井課長

事前には資料は送付できてございません。

吉田区長

今回は、要綱はどう定めるんかとかですね、具体的な仕組みの話になるというか、し
たいので、前回までにですね、今先生がおっしゃった、委員長がおっしゃった、概要、
仕様ですね、それはきちっと配付して、資料を読んでも分からないところは当然ありま
すし、各区ごとに区長マネージメントで仕組みをつくれということに、つくるというこ
とになっているので、大正区としてはこういうふうにした方がいい、というようなご意
見とか、私達からも大正区としてはこういうふうアレンジしていきますってものを
添えた上で資料をお送りするので、1、2回、ちょっと会議を開くところまではいか
ないと思うんですけど、やりとりをさせていただいたうえで、具体的な制度をどうする
かっていうの、次のこれに関する議題のところの会議にやらしていただければなと思

ます。しっかり準備いたします。

鈴木委員長

シェア会議の構成についても、シェア会議は担当者会議と実務者責任者会議があると、この実務者責任者会議の中には自立相談支援機関もあれば、就労関係の事業所とか子ども自立関係の方もこの実務者会議、シェア会議の中には入ってくるのでしょうか。区ではなくてエリアで担当されている制度の事業者がいますよね。あれも大正区を含むエリアの事業者がこのシェア会議の中に入ってくれるのかどうか、それを今後詰めていくことになるんですかね。

筒井課長

まだ検討段階でございますけど、当初はここに集まっておられる方々のような形で、地域包括支援センターであるとか、先ほどの資料にありましたような関係機関の中で始めていきたいなどは思っております。

鈴木委員長

はい。わかりました。ほか、委員の方々いかがでしょうか。

姜委員

姜です。最近ですね、インコスさんの方からうちへの相談があります。中には障がい者サービスが必要だということでの相談が多いわけですがけれども。最近、たまたま2、3ケースぐらいあったのは、ハローワークに職を探しに行かれたけれども、高齢で、60歳超えてはって職はなかなか無いと。特に障がい者雇用ということを本人さんが希望されたりすると、障がい者雇用って60歳超えての雇用がハローワークには、たぶん求めているのはほとんどない中で、本人さんが収入をそれなりに欲しいって相談があって、ハローワークからやっぱりインコスに橋渡ししはったケースがあるんですね。そういうルートが当然なのかと思いつつ、でも高齢で障がいの方なんで働ける範囲で働ける事業者って決まってくるわけなんで、なんか関係機関でそこらへんのね、なんか橋渡しのルートっていうのか、一定の、最近僕の印象の中ではインコスさんなんでも相談広げたはって、もうちょっとなんか、関係機関でこういったケースはこっちにもっていかうとか、まずは相談しようとか、整理をしていただく方がいいのかなっていうのがあって、

この支援会議のですね持ち方っていうか、前段の実務者を入れた会議をどうもたれるっていうことになるのか、ちょっと不明確なんですけども、そこらへん、就労機関、特にハローワークは当然としても、時と場合によっては障がい者の就労支援をしている機関とも連携をしないとイケないってことだって想定されるので、そこらへんの関係機関の役割っていうか流れですね、相談をどう橋渡ししていくかっていうのを整理していた

だいた方がいいのかなと素直に思いました。以上です。

鈴木委員長

何か、この件につきましてございますでしょうか。この件プラス、もう時間も迫ってきておりますので、この件プラス議題1の方、2019年度の各協議体の活動について言い残した等々があれば、一言いただければと思うんですけれども。各委員の皆様大丈夫でしょうか。

それでは本日予定されている議題は以上にしたと思います。皆様には議事の進行について御協力いただきましてありがとうございます。その他案件につきまして事務局からお願いいたします。

松原課長

鈴木委員長、ありがとうございます。では、平成31年度の予定についてお知らせをさせていただきます。平成31年度の本会議につきましては、年4回の開催を予定しております。次回は6月に、先ほどありました、この支援会議についても、改めてご説明させていただきたいと思っておりますけれども、それに加えて、平成30年度の各協議体の、今回は来年度の計画でございましたけれども、各協議体の30年度の実績報告と、前回の会議でご説明をさせていただきました要援護者支援システムの構築にかかります進捗状況等につきまして、ご報告をさせていただいてご意見を承りたいと考えております。

できるだけ早く、次回の開催日を確定したいと考えておりますので、誠に申し訳ございませんがお手元にごございます6月のカレンダーに、現在把握をさせていただいております範囲で結構でございますので、都合の悪い日に×をご記入いただきまして、机に置いてお帰りいただけたらと存じます。開催期間につきまして本日同様午後2時からを予定しております。

また、本日の配付資料の中にご意見シートを配付させていただいておりますので、会議の中で発言できなかったことやご意見につきましてご質問等も含めてございましたらご記入のうえ、置いて帰っていただいてもけっこうですし、後日FAX等でご提出をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは最後に、吉田区長よりお礼のご挨拶を申し上げます。

吉田区長

皆様、今日もお忙しいところ、真摯なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。最後にですね私の方から3点ほど取りまとめさせていただきたいと思っております。

一つはですね委員長はじめ、皆様方から厳しいご意見もいただきました、協議体の一覧の資料に関してのことです。1、2、3とありまして二番目がこれまでの課題という

ことになっているんですけれども、これどちらかというのですね課題ではなくて、やっていることの内容に近いことなのかなと。課題ではないよなと思っっているんです。

やっぱりあと一步踏み込んで、こういうことを目標に、いろいろこういうことやっているけど、やったけれども、こういう問題点があるというのが実は課題であって、本来はそういうことを書くべきかなあと。そして出てきた課題についての方向性ですね、区役所としてこういうふうに考えていますということに対して、今日お集まりの委員の皆様方から、専門的なですね、意見をもらう場のかなあと思っています。

今日集まりの皆さん方は現場の実務もよくご存じの方々なので、中之島では決して議論できないようなことですね、綺麗にまとまった議論でなくて、現場のドロドロとしたことも含めての議論をさせていただきたいと思っています。

一つ例を言いますと、姜さんが中でおっしゃったようなことがですね、まさに課題であって、この課題を克服するために区としてどういうことを考えているかっていうのが課題解決の方向性だと思っっています。

なぜ、こういうふうな資料の作り方になってしまっっているかという、おそらくですね、この協議体によっては区役所でのグリップが弱くてですね、もう協議体に任せきりになっている部分があるのではないかというふうに、この資料をつくる時に反省はいたしました。だから各協議体がどういうことを具体的にやっていて、それぞれにどんな悩みを抱えているかっていうことをしっかり区役所の方でグリップしてですね、それをもとに推進会議の委員の皆様方に諮るということが今のところできてないから、何が課題なのか内容なのかわからないような、ちょっと一覧表になってしまっっているということがあると思っっていますので、同時並行ではありますけれども、委員の皆さんからご意見をいただくとともにですね、私達区役所としての現場の各協議会体に対するグリップというか、把握をこれから努めていきたいと思っっています。

二つ目はですね子子プラザから要対協についてのご質問ご提言ありましたけれども、まさに今日ですね、区長の会議の方で要対協のマニュアルの改正を決定いたしました。最低限 24 区としてやらなきゃいけないこととか、区ごとにカスタマイズすることとか正式に決めましたので、今後ですね、大正区の要対協に子子プラザとしてですね、どういふふうにかかわっていただくかということを検討していきたいと思っっています。

最後に生困のことをご議論、生活困窮者のことを議論いただきましたけれども、私達はこの案を出す段には、まずはですね、区役所の窓口への相談から抜け落ちている、こぼれている課題を拾っていきましょっていうことを考えて、今日、提案したんですね。いろんな支援のための機関があるし、区役所としてもこうした協議体があるんで、理屈としては抜け落ちていないはずなんです。それぞれの支援機関とか支援の協議体がそれぞれ支えてきているんですね、理屈として抜け落ちがないはずなので、まずはですね、役所に寄せられる相談の中からこぼれているものをピックアップしてですね、そして、検証して実務者会議とか地域福祉推進会議に何をお願いするかということを考えて

いこうというふうに思って提案をいたしました。

姜さんから最後にご意見いただきましたように、役所に寄せられている相談だけではなくて、各支援機関にですね、現に寄せられているような相談のうち、これはうちに電話されても困るよなとか、これはもしかしたらちょっと今までやってきたことの範囲を超えているよな、こぼれているよなっていうようなことも今日ご提案したものに加えてですね、ちょっと検証というか、事案の収集の対象にさせていただいて、生困シェア会議、担当者会議とか実務責任者会議をどういうふうに作っていったらいいかっていうことを検討いたしたいと思います。

いずれにいたしましても、やっぱり最初にイノベーションって言いましたように、やっぱりこれまでとはですね、違った事務をやるためのですね、新しい生活困窮者のシェア会議だと思っているので、会議ばかりやって現場の実務が何も変わらなかったら会議やる意味がありませんので、現場を変えるための会議ですので、そういうふうな考え方で、生困シェア会議についても、これから作っていきたいと思っています。

以上3点申し上げましたけれども、私としては大変、各委員のご指摘に刺激を受けさせていただきましたので、これを糧にですね、きっちり、今日提案したのもも制度構築をさせていただきたいと存じております。誠にありがとうございました。

松原課長

皆さん本当にいろいろ今日本日はありがとうございました。本日の大正区地域福祉推進会議はこれをもって終了いたします。誠にありがとうございました。次回もよろしくお願いいいたします。